

就任にあたって

農政対策部会長 川 屋 夫



の改選から早 年が過ぎま 農業委員会

余りや農産物の価格低下、担い手 く環境は、米消費の低下による米 状況と言えます。 放棄地の増加等、 の高齢化・後継者不足による耕作 たいへん厳しい し た。 農業を取り巻 . 現 在、

予算の要望など、農業全般につい 地の賃借料情報の提供、農林関係 金・機械作業料金等標準額及び農 て協議を行っています。 農地パトロールの実施、 容といたしまして、管内における 農業委員会農政対策部会の活動 が、三条市の農業が発展するよう、 このような状況ではあります 農作業賃

力をお願い申し上げます。 ますので、今後とも、ご支援ご協 よう、活動してまいりたいと思い 図り、農業が受け継がれていける を考えるとともに担い手の育成を 足となりながら、これからの農業 農業者の代表として皆さんの手

中越NOS

農業委員として思うこと!

から三条市農 平成25年6月 AIの推薦で

として活動しています。 業委員会委員

民の大切な税金が使われています。 営されています。また、共済事業 に役割を担っていただくことで運 や損害防止事業など組合員の方々 の相互扶助を基本に運営方針の決 に努めるNOSAI制度は、農家 紹介します。損害の防止と補てん の国庫負担、事務費の補助など国 定、損害評価、地域の取りまとめ 最初に中越NOSAIの概要を

農業経営を支える事業

共済、畑作物共済、園芸施設共 済、建物共済、農機具共済 農作物共済、家畜共済、果樹

被害の未然防止事業

化事業 害防止事業、 産業用無人へリ防除、 病害虫発生予察強 家畜損

荒

した。 も目標の6割にしか届きませんで は農地中間管理事業以外を含めて 大幅に上回ったものの、 事業の2年目の実績は、 積・集約化のための農地中間管理 構造改革の一つとして、農地の集 ています。 担い手に重点を置いた 所得向上のための政策が推進され 本計画のもと、農業、農村全体の 新規集積 初年度を

軽減する一方で、勧告遊休農地に 上貸し付けた場合は固定資産税を 農水省では出し手不足の解消に 農地中間管理機構に10年以

嘉

藤

太加雄

農用地再生整備支援事業 に活用されています。今年はさ よる病害虫、獣害被害の抑制等 廃農地・農道・法面の草刈りに 集落等にバックホーを貸し出 用排水路の整備のほか、

国の新たな食料・農業・農村基 ご利用いただけるようになりま らに1台増やして3台としまし たので、より多くの皆さんから

> を牽制しています。 対しては課税強化を行うなど農家

になれるよう努めてまいります。 農業に携わる者として、農地集積 して暮らせる環境を整備していく の合意のもとで、若い世代が安心 を担っている集落が多い中、 が難しいと思っています。 高齢農 るだけでは農地を守っていくこと 農形態や農地の状況が異なるため ばかりではなく、地域によって営 農地中間管理事業の活用が難しい は鳥獣被害や耕作放棄地の増加で でしょうか。また、特に山間部で となどへの不安があるのではない 向けた取組みなど農家の相談相手 に向けた活動や遊休農地の解消に ことが我々の使命かと思います。 家や小規模農家が地域活動の中核 大規模経営の担い手に農地を集め を誰が耕作するのか分からないこ 出し手の不足は愛着のある農地 地域

安全な食料を提供できる三条市と なるよう、微力ながら努力したい 近に迫っています。 農業者はもと され農業が様変わりする時代が間 と思います。 より消費者の理解と協力で安心 最後に、TPP交渉が大筋合意



交流拠点施設三条市保内地区

庭 袁 の 郷 保

庭園の郷 保内

組合長 本 田 壽

榮



組合長をお尋ねしました。 がオー プンしましたので、お話を伺いに本田壽榮 三条市保内地区交流拠点施設「庭園の郷 組合長は『4月29日の 保内

オープン以来、多く 方々から来場いた

果を感じています。』と手ごたえを感じている 規で多くの方が来園されるようになり、相乗効 様子でした。

はいろんな方面より注目され、

保内公園にも新

だき、心より感謝申し上げたい、「庭園の郷保内」

見せており、実際に頂きましたが大変おいしく また伺いたいと思わせる雰囲気でした。 地元産野菜を使ったレストランも大変賑わいを これを目当てに遠くからの来場が期待されます。 地元造園業者が展示販売を行うスペー スもあり たい。』と今後に期待を寄せていられました。 ただき地元産野菜などを積極的に販売していき てもらいたいので、地元の皆さんから協力をい 売しています。組合長は。皆さんから喜んで買っ 木や園芸用品、 の「庭園体験館」があり、「庭園生活館」 施設内には鉄骨造りの「庭園生活館」と木造 造園資材、 地元産野菜などを販 は植

庭園の郷 保内

きたい。』と語っておられました。 ますます皆さんから来てもらえる施設にしてい 組合長は『近く、道の駅に登録されるので、 (村井·廣川)

庭園の郷 保内

内小学校

新潟県三条市下保内4035番地

〒955-0021

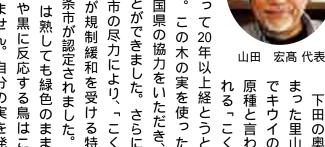


山田 原種と言わ まった里山 でキウイの

下田の奥

今に至ることができました。 さらに 商品開発に国県の協力をいただき、 しています。 わ」と出会って20年以上経とうと の実を食べません。自分の実を発 ですので赤や黒に反応する鳥はこ 区として三条市が認定されました。 わ酒造り」が規制緩和を受ける特 今年は三条市の尽力により、「こく こくわ」は熟しても緑色のまま この木の実を使った

> 供を行う場合の最低製造量基準が すので、 でも少量からの醸造免許が取れま 緩和され、条件さえ合えばどなた 議な木の実です。「こくわ」を原料 様の口にはなかなか入らない不思 りすぐに落果してしまうため、 を発しますが、極めて柔らかくな 時には人間でもわかるほどの匂い とした果実酒を製造して販売や提 に訴えて哺乳類を呼びます。 是非とも挑戦していただ







「こくわ酒」 の特区認定を受けて

何藤兵衛工房·こくわ屋藤兵衛 代表取締役 Щ 田 宏 髙

きたいと思います。 酵させることで芳香を発し、 (坂井 浩行)

農業者年金の6つのポイント

農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって 年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族 農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています

保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万 7千円の間で千円単位) 経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

税制面で大きな優遇措置があります

- ●支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税に なります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)
- ●農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益保険料の運用益は非課税です。
- ●将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。 (65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります

まだまだあります。こんな特長

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の 年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80 歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時 に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給されます。

協定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を 満たす方には、保険料の国庫補助、月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できま す。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

農業の担い手の皆様への特別な支援です

詳しくは...

農業者年金基金

🏻 検索 🔪 http://www.nounen.go.jp

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者 年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199(相談員) TEL: 03-3502-3942(企画調整室





જે,[⊊]

M

栄地区にJA直営の農産物直売所「ただいまーと」オープン!

~出かけることが楽しみになる、そんなお店をめざしています。~

JAにいがた南蒲



JA 直営 農産物直売所 (ただいまーと)

とともに、元気で楽しみながら自己改革の基 物直売所を7月29日にオープンしました。 活性化】を基本目標に据え、JA直営による農産 暮らしやすい地域社会」を実現していくため、【農 者の所得増大】、【農業生産の拡大】、【地域 かん産農畜産物○を提供し、 から出荷をいただき、 ションのもと、 A直売所を起点として、 顔から顔へ安全安心な日 出荷者自らのコミュー 多様な農業者 それらを広め の

J

鉄骨造 消 地消地産の拠点としても生産者と 鮮で安全安心な農畜産物、 田 品等を消費者に供給すると同時に、 費者が交流する「 Ĵ 2 Aいちい支店となり) ・一部2階建による総床 90・9㎡の中には、 直売所工 加工 で IJ 奆 新 面

である「食と農を基軸として地域に根ざした協

実現に向けて全力で取り組むための重点取組

.組合」として、「 持続可能な農業」と「豊かで

会にて提起された「自己改革の3つの基本目標

ĺ١

がた南蒲では、

37

9

A 新

湯県大

目標を達成したいと考えてい 農産物直売所は、三条市福島新 ます。

> る「地域交流促進エリア」を設け 協働」 Ļ 地域の人々が「協同」 響胴」を目的に集え

農業協同組合のシンボルとなるよ とが楽しみになる、そんなお店を うな場づくりを行い、 農産物直売所が、 にいがた南蒲 出かけるこ

坂井

良雄

A 農産物直売所 概要

毎月第1火曜日および年始(1日から4日)を除く毎日 1月~4月にあっては第3火曜日も休業日とし、第1・第3火 曜日が祝日にあたる場合は営業日とし、その翌日を休業日とする。 午前9時30分~午後6時 営業時間

JAにいがた南蒲の組合員及びその同居親族 出荷者の資格等 出荷者登録費として税別 3,000 円、運営協力会年会費税別 2,000 円を納入する。

出荷者自らが生産(山菜にあっては採取)し、生産履歴記帳等がされた農 畜産物

地元産の原材料を使用して、出荷者自らが製造し、直売所が定める書類等 が用意された加工食品

出荷者自らが製作した手工芸品

JAが仕入れた買取販売品

経費等控除

販売手数料

NA20 3 XX11			
区分	販売手数料率		
野菜・果実・きのこ・山菜・穀類・卵・ 切り花・枝物・苗物・鉢物	販売代金に対し税別17%		
手工芸品・加工食品	販売代金に対し税別20%		

ラベル発行料 価格ラベル1枚 税別1円

一括表示ラベル1枚 税別3円(直売所委託 税別 10 円)

1点につき税別 100円(撤去商品の未搬出時)

出荷を希望する方は農産物直売所もしくは、最寄りのJAにご連絡ください。





農地の売買・転用等は許可が必要です。

農地の売買・贈与等

主な許可基準

- ・譲受人又はその世帯員が申請地を含む全ての農地を効率的に使用し、耕作すると認められること。
- ・譲受人又はその世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ・周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められること。
- ・譲受人又はその世帯員の耕作面積が、申請地を含めて50a以上であること。
- ・申請地について、賃借権等の使用収益を目的とする権利を有する者がいないこと。

農地の転用

1 制度の目的

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と住宅地や工場用地 等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立 地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用 計画を伴わない資産保有目的又は投機目的での農地取得は認めないこととしています。

2 許可基準

許可権者は、次の 立地基準、 一般基準に基づき、許可、不許可の判断を行うこととされています。 立地基準

農地をその優良性や周辺の土地利用状況等によって次のとおり区分し、転用を農業上の利用に支障が少 ない農地へ誘導することとしています。

区分	営農条件、市街地化の状況	許可の方針	
農振農用地	市が定める農業振興地域整備計画において農用地区 域とされた区域内の農地	原則不許可(市が定める農用地利用計画において指定され た用途(農業用施設)等のために転用する場合、例外許可)	
第1種農地	10 ヘクタール以上の規模の一団の農地、土地改良事業等 の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法対象事業等のために転用する場合、例外許可)	
第2種農地	鉄道の駅が 500m 以内にある等、市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地	農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合等に 許可	
第3種農地	鉄道の駅が 300m 以内にある等、市街地の区域又は 市街地化の傾向が著しい区域にある農地	は原則許可	

一般基準

許可申請の内容について、実現の確実性(土地の造成だけを行う転用は、市が行うもの等を除き不許 可)、被害防除措置等について審査し、適当と認められない場合は、許可できないこととなっています。 《次に該当する場合は不許可》

転用の確実性が認められない場合

- ・他法令の許認可の見込みがない場合
- ・関係権利者の同意がない場合
- ・転用を実施するために必要な資力及び信用がない場合等

周辺農地への被害防除措置が適切でない場合

一時転用の場合は、農地への現状回復が確実と認められない場合



3 農地の転用の制限の例外

農地の所有者が農地を転用する場合(農地法第4条)で、農地の保全及び利用の増進(農道・水路等)や200㎡ 未満の農地を農業用施設(農作業所・農機具格納庫等)の用地として利用する場合は、許可は不要ですが農業委 員会に届出を行う必要があります。

4 手続き

申請者

1 807 E	
農地の所有者が農地を転用する場合(農地法第4条)	農地の所有者
農地の所有者以外の者が転用し、所有権の移転又は賃借権等を設定する場合 (農地法第5条)	農地の所有者と転用事業者

許可申請

農地転用許可申請にかかる手続きは専門的で提出いただく書類も多くなっていますので、行政書士など にご相談していただくことをお薦めいたします。

違反転用したり、許可どおりに 転用しなかったら.



現状回復等の命令、 則の適用があります。

違反転用

違反転用における 現状回復/命令違反

3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



★青空駐車場にした



《 産廃の捨て場にした

われば、貸借関係が終了しますが、再 簡素になっています。 手続きに必要となる添付書類などが 事業です。農地法の許可が不要で、 貸すことができるようにするための で、農地の所有者が安心して農地を 強化促進法」に基づいた農地の貸借 貸し手と借り手が決めた期間が終

ください。 類を各月の提出期限までに提出して 農業委員会事務局に申請に必要な書 借り手が耕作することもできます。 度、申請手続きをすることで引き続き 貸し手と借り手の話がまとまれば

- 約束の期限が来れば、離作料なし 年の3種類 貸し借りの期間 対象農地 三条市内にある農用地 で必ず農地を返してもらえます。 3年・6年・10
- 農用地の全てを効率的に利用して 借り手の条件
- 必要な農作業に常時従事すること。 耕作すること。
- 利用権を設定する土地について権 持分の1/2超の同意で足りる。 利関係者全ての同意を得ていること。 ただし、共有地については、共有

借入後の経営面積が50a 以上であ

- 農地法の許可が不要です。

超える場合は、基準相当とみなし 者1人当りの農業所得が∞万円を 経営基準面積以下でも、 下田地区 栄 三条地区 地区別 地 区 経営基準面積 180 a 110 a 160 a 農業従事

譲受人は農業によって自立しよう 向する農業者であること。 産の中核的担い手になることを志 とする意欲と能力を有する農業生

の利 用権設定

税金・賦課金等の取扱い

利用権設定とは、「農業経営基盤

農地

借り手:生産調整対象水田面積 貸し手:固定資産税、土地改良費 賦課金等 (原則) (転作配分面積)、農業共済掛金

農地 のあ つせん 事業

けたい」などの農地移動のあっせん い」、「貸し付けたい」、「借り受 てください。 は農業委員又は農業委員会へ申し出 農地を「売りたい」、「買いた

事業要件 (売買の場合)

- 農振農用地区域内の農地であること
- 原則として1区画5a 以上である こ と 。
- 面積以上であること。 譲受人の譲受後の経営面積が基準

届出が必要です。 **展地を相続したときは、**



会への届出が必要です。 登記完了を確認できる書類等を 相続により農地を取得した場合 その農地の所在する農業委員

持参願います。

- 資本装備が農用地等の効率的利用 又は適当な水準になる見込がある の観点から適当な水準であるか、
- 実質的な契約がなされていないこ 売渡しの相手方を指定しないこと。
- 対象となる農地に抵当権などの権 利が設定されていないこと。
- 自作地であること。

その他あっせん事業の対象として

- 不適切な事実がないこと。 優遇措置
- 譲渡所得税の特別控除(農業委 員会のあっせんの場合は80万円)
- 所有権移転登記にかかる登録免許 税の軽減
- 不動産取得税の軽減
- 所有権移転手続きは農業委員会が 行います。

ホームページアドレス

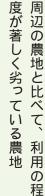
調査 農地 遊 休 を実 利 地 用状況 施 の 利 用意向 調 ま す ! 查

象に、 調査を行っています。 を実施します。 ていないか、農地の違反転用はな か、 農業委員会による農地利用状況 不法投棄がないか等の調査 耕作放棄をして農地が荒れ 全農地を対

解とご協力をお願いします。 ち入りや調査のために自宅へお伺 の意向を確認します。 所有者に対して、 することもありますので、 また、 調査実施後に遊休農地 今後の農地利用 農地への立 ご 理 0

利用意向調査の対象農地

がない農地 らず、今後も耕作される見込み 1年以上にわたり耕作されてお





5 全国 農業新聞を購読し 7 みません かか

どの提供に努めています。 る支局の県版・地方版の充実によ 員が楽しめる記事も充実していま ています。また、多くの読者の皆 が発行する農業総合専門紙です。 話題や地域独自のイベント情報な す。さらに、全国47都道府県にあ 様に満足して頂けるよう、 わかりやすいよう解説的にまとめ 表機関である農業委員会系統組織 週刊」の時間を生かし、 全国農業新聞は農業者の公的代 地域の元気で特徴ある明るい 家族全 情報が



発行日 購読料 申込先

ける責任がある。そのために農地が民に対して安定的に食料を供給し続あり、どんな非常事態になっても国農業には第一義的な社会的責務が

毎週金曜日(月4回) 月額700円(送料・税込) 農業委員会事務局

(毎月15日までの申込みで、 翌月から送付いたします。)

村所得倍増目標十か年戦略の冒頭に村所得倍増目標十か年戦略の冒頭になかで、農業・農村の再生は待ったなかで、農業・農村の再生は待った業所得の減少(二十年間で半減)、耕農業者の高齢化(平均六十六歳)、農農業者の高齢化(平均六十六歳)、農

国土を守り、日本の伝統文化を育ん に供給しつつ、美しく豊かな自然や『農業・農村は国民に食料を安定的

申請書の締切日は毎月 10 日です



農地の所有権移転の許可 申請や農地転用許可申請 などの締め切りは毎月10 日(10日が休日の場合は 前開庁日)となります。

農地の売買、貸借などの締め切り日

4条、 農地法第3条、 5条、

基盤強化法関係

9月9日 10月7日 11月10日 12月9日 1月10日 2月10日

3月10日

繎 会 開 催 日

11月30日 9月30日 10月31日 12月27日 1月31日 2月28日

3月28日

[,]就是在这个时间的时间的时间,这一个时间,这个时间,我们们的时间,我们们们的时间,我们们的时间,我们们们们的时间,我们们的时间,我们们们们们们们们们们们们们们们的时间,

書かれている文章です。

委副委 員 長

哲也

とともに頑張りたいと思います。

(廣川)

なられますか?いずれにしても農業者

皆さん読まれてどのようにお考えに

を創造する。』と文章は続いている。 産業として成り立つ強い農業・農村

が社会的責務を果たせるよう、皆さん

地域総参加で地域全体が活力に満ち、業と兼業の別、年齢による区別なく、

冒頭に続き『経営規模の大小や主

棄してその責任を市場経済に任せてされている。しかし、その役割を放

農業者は立ち行かなく

なるはずである。 いたのでは、 ための農政の基本的な役割があると守られ、再生産ができるようにする

原 坂 桒 佐 廣 田 井 原 藤 川 良一雄郎満 村井善一郎 英治 坂井 浩行

集 後

編 記

がお過ごしでしょうか

盆

の

ほっとしたひと時、

١J か